

(電子メール施行)

事 務 連 絡

平成23年6月15日

関係市町教育委員会担当課 御中

宮城県教育庁義務教育課

東北太平洋沖地震り災のための補給を要する教科書について

このたびの震災では、県内多くの市町村において、甚大な被害を受け、貴教育委員会におかれましても、日々教育の復興に向けて膨大なお仕事を抱えていることとお察しいたします。そのような中、児童生徒への教科書の給与が無事に行うことができましたことに改めて深く感謝申し上げます。

さて、これまで教科書給与事務につきましては、①通常の教科書の無償給与事務と②り災のための補給を要する教科書事務の二つの事務を実施していただいておりますが、この内、②り災のための補給を要する教科書につきましては、災害救助法に基づく事務であり、その支払い等の事務手続きは下記のとおりとなりますので、念のためお知らせいたします。

なお、参考として貴市町教育委員会から報告いただいておりますり災のための補給を要する教科書を別添のとおり添付いたしましたので、よろしく願いいたします。

記

1 り災のための補給を要する教科書の支払い手続きについて

○教科書供給所から教科書取次店を通じて、市町村教育委員会あて代金の請求がなされます。

○教科書の価格について

- ・小学校の教科書の旧版については、平成22年度の教科書の価格になります。
- ・中学校は、教科書が変わっていないため、平成23年度の教科書の価格になります。
- ・一般図書については、税込みの価格になります。

○支払いの内部調整について

り災のための補給を要する教科書は、災害救助法に基づく事務ですので、支払いに当たっては災害救助法担当課と十分調整を図ってください。

2 前期転学分に含まれるり災の補給を要する教科書冊数や報告漏れがあった冊数については、災害救助法の適応期間の関係から、平成23年6月30日(木)まで、各教育事務所あて御提出願います。

担当：宮城県教育庁義務教育課指導班
 課長補佐 川田 智佳子
 TEL : 022-211-3645
 FAX : 022-211-3691
 E-mail:kawada-ch728@pref.miyagi.jp

(電子メール施行)

事 務 連 絡

平成23年6月15日

仙台市教育委員会担当課 御中

宮城県教育庁義務教育課

東北太平洋沖地震り災のための補給を要する教科書について

このたびの震災では、県内多くの市町村において、甚大な被害を受け、貴教育委員会におかれましても、日々教育の復興に向けて膨大なお仕事を抱えていることとお察しいたします。そのような中、児童生徒への教科書の給与が無事に行うことができましたことに改めて深く感謝申し上げます。

さて、これまで教科書給与事務につきましては、①通常の教科書の無償給与事務と②り災のための補給を要する教科書事務の二つの事務を実施していただいておりますが、この内、②り災のための補給を要する教科書につきましては、災害救助法に基づく事務であり、その支払い等の事務手続きは下記のとおりとなりますので、念のためお知らせいたします。

なお、参考として貴市町教育委員会から報告いただいておりますり災のための補給を要する教科書を別添のとおり添付いたしましたので、よろしく願いいたします。

記

1 り災のための補給を要する教科書の支払い手続きについて

○教科書供給所から教科書取次店を通じて、市町村教育委員会あて代金の請求がなされます。

○教科書の価格について

- ・小学校の教科書の旧版については、平成22年度の教科書の価格になります。
- ・中学校は、教科書が変わっていないため、平成23年度の教科書の価格になります。
- ・一般図書については、税込みの価格になります。

○支払いの内部調整について

り災のための補給を要する教科書は、災害救助法に基づく事務ですので、支払いに当たっては災害救助法担当課と十分調整を図ってください。

2 前期転学分に含まれるり災の補給を要する教科書冊数や報告漏れがあった冊数については、災害救助法の適応期間の関係から、平成23年6月30日(木)まで、義務教育課あて御提出願います。

担当：宮城県教育庁義務教育課指導班
課長補佐 川田 智佳子
TEL : 022-211-3645
FAX : 022-211-3691
E-mail:kawada-ch728@pref.miyagi.jp

(電子メール施行)

事 務 連 絡

平成23年6月15日

総務部私学文書課 御中

教育庁義務教育課

東北太平洋沖地震り災のための補給を要する教科書について

このたびの震災では、県内多くの市町村において、甚大な被害を受け、貴教育委員会におかれましても、日々教育の復興に向けて膨大なお仕事を抱えていることとお察しいたします。そのような中、児童生徒への教科書の給与が無事に行うことができましたことに改めて深く感謝申し上げます。

さて、これまで教科書給与事務につきましては、①通常の教科書の無償給与事務と②り災のための補給を要する教科書事務の二つの事務を実施していただいておりますが、この内、②り災のための補給を要する教科書につきましては、災害救助法に基づく事務であり、その支払い等の事務手続きは下記のとおりとなりますので、念のためお知らせいたします。

記

1 り災のための補給を要する教科書の支払い手続きについて

○教科書供給所から教科書取次店を通じて、貴課あて代金の請求がなされます。

○教科書の価格について

- ・小学校の教科書の旧版については、平成22年度の教科書の価格になります。
- ・中学校は、教科書が変わっていないため、平成23年度の教科書の価格になります。
- ・一般図書については、税込みの価格になります。

○支払いの内部調整について

り災のための補給を要する教科書は、災害救助法に基づく事務ですので、支払いに当たっては災害救助法担当課と十分調整を図ってください。

2 前期転学分に含まれるり災の補給を要する教科書冊数や報告漏れがあった冊数については、災害救助法の適応期間の関係から、平成23年6月30日(木)まで、義務教育課あて御提出願います。

担当：宮城県教育庁義務教育課指導班
課長補佐 川田 智佳子
TEL : 022-211-3645
FAX : 022-211-3691
E-mail:kawada-ch728@pref.miyagi.jp

(電子メール施行)

事 務 連 絡

平成23年6月15日

高校教育課

県立中学校教科書担当者 殿

義務教育課

東北太平洋沖地震り災のための補給を要する教科書について

このたびの震災では、県内多くの市町村において、甚大な被害を受け、貴教育委員会におかれましても、日々教育の復興に向けて膨大なお仕事を抱えていることとお察しいたします。そのような中、児童生徒への教科書の給与が無事に行うことができましたことに改めて深く感謝申し上げます。

さて、これまで教科書給与事務につきましては、①通常の教科書の無償給与事務と②り災のための補給を要する教科書事務の二つの事務を実施していただいておりますが、この内、②り災のための補給を要する教科書につきましては、災害救助法に基づく事務であり、その支払い等の事務手続きは下記のとおりとなりますので、念のためお知らせいたします。

記

1 り災のための補給を要する教科書の支払い手続きについて

○教科書供給所から教科書取次店を通じて、県教育委員会あて代金の請求がなされます。

○教科書の価格について

- ・小学校の教科書の旧版については、平成22年度の教科書の価格になります。
- ・中学校は、教科書が変わっていないため、平成23年度の教科書の価格になります。
- ・一般図書については、税込みの価格になります。

○支払いの内部調整について

り災のための補給を要する教科書は、災害救助法に基づく事務ですので、支払いに当たっては災害救助法担当課と十分調整を図ってください。

2 前期転学分に含まれるり災の補給を要する教科書冊数や報告漏れがあった冊数については、災害救助法の適応期間の関係から、平成23年6月30日(木)まで、各教育事務所あて御提出願います。

担当：宮城県教育庁義務教育課指導班
課長補佐 川田 智佳子
TEL : 022-211-3645
FAX : 022-211-3691
E-mail:kawada-ch728@pref.miyagi.jp

(電子メール施行)

事 務 連 絡

平成23年6月15日

各教育事務所（地域事務所） 担当班長 殿

義務教育課指導班長

東北太平洋沖地震り災のための補給を要する教科書等について

このことについて、別添写しのとおり市町村教育委員会担当課あて事務連絡したので承知願うとともに、り災のための補給を要する教科書について下記により取りまとめ願います。

記

- 前期転学分に含まれるり災の補給を要する教科書冊数や報告漏れがあった冊数について平成23年7月8日（金）まで、義務教育課あて提出願います。

担当：義務教育課指導班
課長補佐 川田 智佳子
TEL : 022-211-3645
FAX : 022-211-3691
E-mail:kawada-ch728@pref.miyagi.jp